

広島沿岸海岸保全基本計画

(変更)

平成27年9月

広島県

1.新旧対照表

旧	新
第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項	第 I 章 海岸の保全に関する基本的な事項
1.海岸の現況に関する事項	1.海岸の現況に関する事項
1-1 海岸の概要	1-1 海岸の概要 変更なし
1-2 自然的特性	1-2 自然的特性 変更なし
1-3 社会的特性	1-3 社会的特性 変更なし
1-4 海岸の課題	1-4 海岸の課題
1-4-1 防護に係る課題	1-4-1 防護に係る課題 変更なし
1-4-2 環境の整備及び保全に係る課題	1-4-2 環境の整備及び保全に係る課題 変更なし
1-4-3 公衆の適正な利用に係る課題	1-4-3 公衆の適正な利用に係る課題 変更なし
1-4-4 海岸全体に係る課題	1-4-4 海岸全体に係る課題 変更なし
2.海岸の保全の方向に関する事項	2.海岸の保全の方向に関する事項
2-1 広島沿岸の長期的な在り方	2-1 広島沿岸の長期的な在り方
2-1-1 基本理念	2-1-1 基本理念 変更なし
2-1-2 基本目標	2-1-2 基本目標 変更なし
2-2 海岸の防護に関する事項	2-2 海岸の防護に関する事項
2-2-1 海岸の防護の目標	2-2-1 海岸の防護の目標 変更なし
2-2-2 海岸の防護の施策	2-2-2 海岸の防護の施策 変更なし
2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
2-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標	2-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標 変更なし
2-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策	2-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策 変更なし
2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
2-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標	2-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標 変更なし
2-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策	2-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策 変更なし
2-5 海岸の保全に関するその他の事項	2-5 海岸の保全に関するその他の事項 変更なし
2-6 広島沿岸の海岸保全の方向性	2-6 広島沿岸の海岸保全の方向性 変更なし

旧	新
第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
<p>広島沿岸における海岸保全の基本理念、防護・環境・利用における基本目標・施策方針・施策展開、また、海岸保全の方向性をふまえ、施設整備に関する基本的な事項を示す。</p> <p>施設整備の対象海岸は、沿岸の防護水準の向上を目的とする整備目標に対して、防護機能が不足している海岸区域とし、「安全で安心できる地域社会の形成」を目指す。</p> <p>また、施設整備を行うに際し、海岸保全の方向性に基づき、防護面、環境面、利用面における要素がほぼ同一となる隣接する地区海岸19)を統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を明確にし、この方向性をふまえて、海岸保全施設の種類、規模及び配置等の整備計画を行う。</p>	<p>広島沿岸における海岸保全の基本理念、防護・環境・利用における基本目標・施策方針・施策展開、また、海岸保全の方向性をふまえ、施設整備に関する基本的な事項を示す。</p> <p>施設整備の対象海岸は、沿岸の防護水準の向上を目的とする整備目標に対して、防護機能が不足している海岸区域とし、「安全で安心できる地域社会の形成」を目指す。</p> <p>また、施設整備を行うに際し、海岸保全の方向性に基づき、防護面、環境面、利用面における要素がほぼ同一となる隣接する地区海岸19)を統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を明確にし、この方向性をふまえて、海岸保全施設の種類、規模及び配置等の整備計画を行う。</p> <p>なお、海岸法施行令の一部改正(平成26年12月)における、「海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」については、上記「施設整備」に示す通りである。また、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については、第Ⅰ章「海岸の保全に関する基本的な事項 2-2-2海岸の防護の施策」の通り、「アセットマネジメントシステム」の活用等による高度化を推進し、別途定める「広島沿岸海岸保全施設 長寿命化計画書」に基づき、予防保全の観点に立った海岸保全施設の適切な維持・修繕を行う。</p>

旧

新

第II章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第II章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1.施設整備の方向性
1-1 広島沿岸の地域区分
図I-1-2(2) 広島ゾーン

1.施設整備の方向性
1-1 広島沿岸の地域区分
図I-1-2(2) 広島ゾーン



図I-1-2(4) 呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン

図I-1-2(4) 呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン



旧

新

第II章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第II章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1-2 整備の方向性

1-2 整備の方向性

変更なし

2.施設整備に関する基本的な事項の詳細

2.施設整備に関する基本的な事項の詳細

表II-2-1(6) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

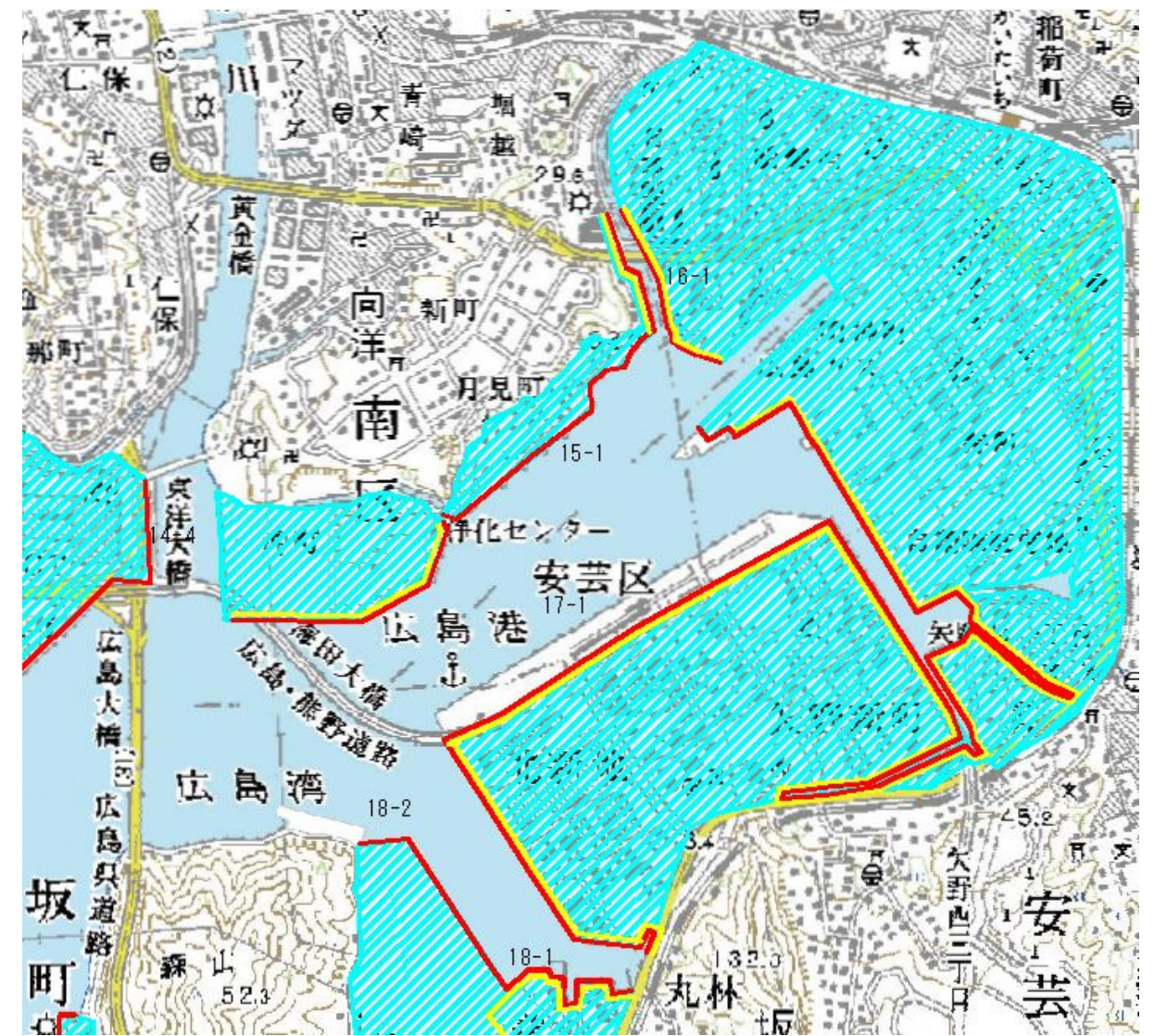
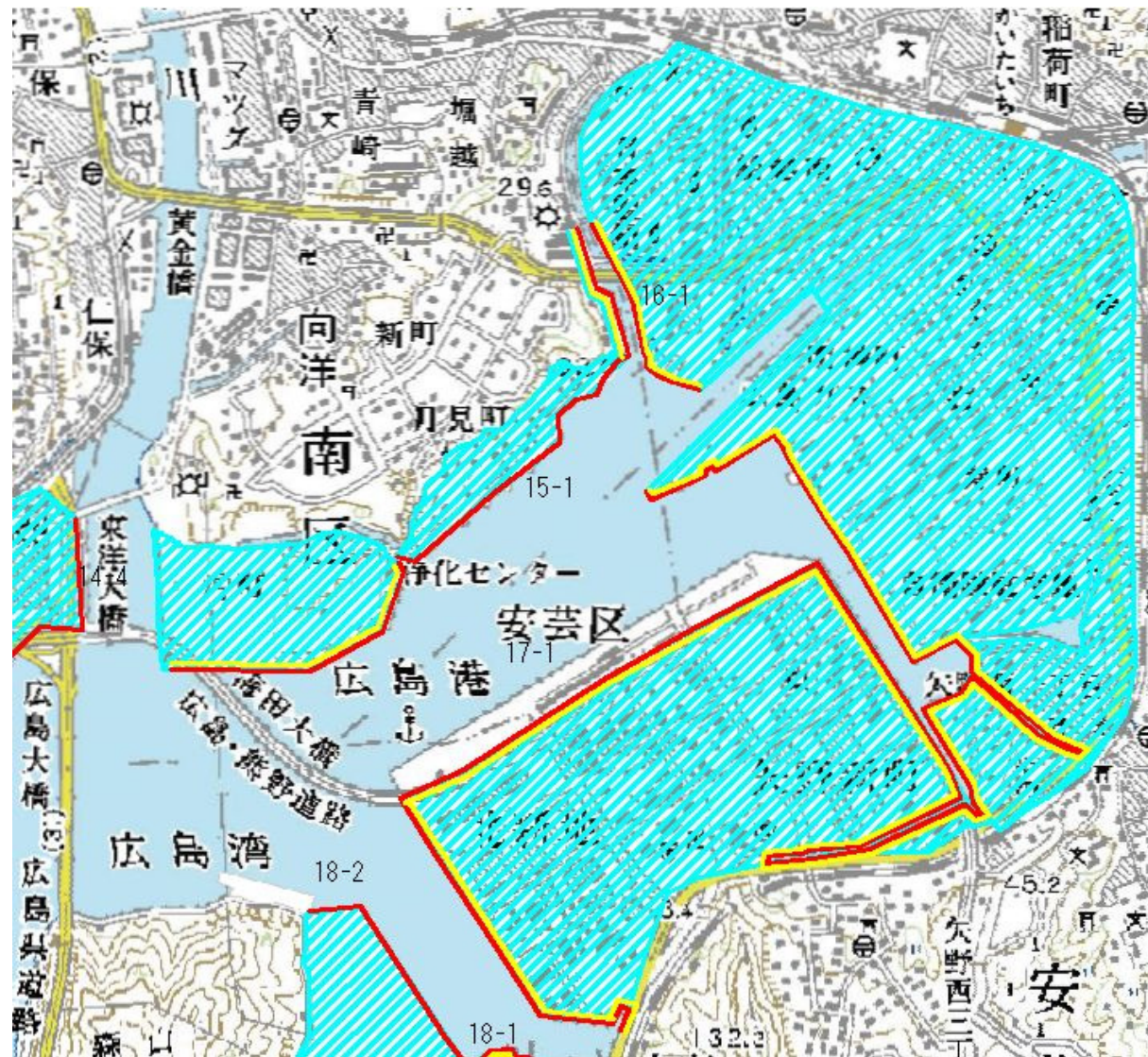
表II-2-1(6) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

広島海岸(矢野)	港湾局	17	1	安芸郡海田町明神町、南明神町、寿町、矢野町	7,870	4.8	6.6	護岸	安芸郡海田町明神町～安芸郡坂町北新地	住宅地、商業地、工業地	●海水・海城の浄化 ・土質・経管の改善	●海岸利便の増進 ・遊歩空間その他のレクリエーション施設上の施設
				広島市安芸区矢野西				護岸、堤防				
				広島市安芸区矢野新町				堤防				
				広島市安芸区矢野新町、安芸郡坂町北新地				護岸				
				安芸郡坂町北新地				護岸				

広島海岸(矢野)	港湾局	17	1	安芸郡海田町明神町、南明神町、寿町、矢野町	7,870	4.8	6.6	護岸、堤防	安芸郡海田町明神町～安芸郡坂町北新地	住宅地、商業地、工業地	●海水・海城の浄化 ・土質・経管の改善	●海岸利便の増進 ・遊歩空間その他のレクリエーション施設上の施設
				広島市安芸区矢野西				護岸、堤防				
				広島市安芸区矢野新町				堤防				
				広島市安芸区矢野新町、安芸郡坂町北新地				護岸				
				安芸郡坂町北新地				護岸				

図II-2-1(2) 広島ゾーン

図II-2-1(2) 広島ゾーン



旧

図Ⅱ-2-1(4) 呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン



新

図Ⅱ-2-1(4) 呉・倉橋島・上蒲刈ゾーン

